

2017年7月18日

司法試験考査委員
殿

ロースクールと法曹の未来を創る会
代表理事 久保利英明

司法試験の合格者決定についての要請

第1 要請の趣旨

平成29年度の司法試験合格者の決定にあたっては、少なくとも、2100名程度を合格させるよう要請します。

第2 要請の理由

1 崩壊の危機にある法曹養成制度と日本社会の危機

(1) 半数が「廃校」に

司法試験考査委員の皆様もご承知のとおり、本年5月に、立教大学と青山学院大学、そして桐蔭横浜大学が法科大学院の募集を停止しました。2004年に法科大学院制度が発足した直後に74校あった法科大学院は、この3校の募集停止により、合計35校が実質的に「廃校」になりました。東京、大阪、名古屋、福岡などの大都市圏以外の地域にあった法科大学院は、琉球大学や金沢大学など一部の法科大学院を除いてそのほとんどが廃校になりました。また、大宮法科大学院や成蹊大学など、社会人経験者を多く受け入れてきた法科大学院の多くも廃校になっています。残っているのは、東京大学、京都大学、一橋大学などの旧帝大（専門大学）系の国立大学や早稲田大学、慶應義塾大学などの有力私大など、もともと旧司法試験でも合格者を出してきた大学です。しかも、旧司法試験のように、法科大学院を経ないで司法試験に合格する「予備試験組」も増加しています。法科大学院制度の発足以来10余年を経た今、法曹養成制度という観点からすると、「先祖がえり」の状況が現出しているのです。

(2) 法科大学院の役割

司法試験審査委員の皆様のご多くは、上記のような有力大学を経て、旧司法試験を合格された方であろうと推察されますので、中には、「それでどこが悪い」と思われている方もいらっしゃるかもしれません。しかし、思い出していただきたいのです。何故、16年前に司法制度改革が行われ、法科大学院制度が導入されたのかということ。それは、一発試験で少数の者を選抜し、司法修習制度により教育するという法曹養成制度（基本的には、明治以来受け継がれてきたものです。）では、複雑化し、国際化した市民社会と経済社会の要請に応えられないということから始まりました。法律以外のさまざまな知識や経験をもち、専門的スキルや外国語など、それまでの法律家に足りなかった能力を備えた多様な法律家を多数輩出することが求められたのです。その要請に応えるために導入されたのが法科大学院制度です。

2004年に発足した法科大学院は、さまざまな困難の中でも、これまでに2万人を超える実務家法曹を生み出してきました。大都市圏以外の法科大学院出身の法曹も500名程度に達しています。当初想定された3000名という数には及ばないとしても、2000名を超える合格者が出たこともあって、訴訟実務以外の分野に進出する法曹も増加し、2004年には僅か100名程度だった組織内弁護士の数は、現在では、1900名を超えています。大企業や中央省庁だけでなく、中小企業や地方自治体で働く弁護士も増えています。日本の社会に「法の支配」を確立する基盤が作られ始めたのです。

旧司法試験時代にはほとんど合格者がいなかった地方の大学や中小の私立大学が設置した法科大学院や夜間開講で社会人を受け入れる法科大学院は、「多様な人材」という法科大学院制度の象徴です。こうした法科大学院の多くが廃校になりつつあるということは、法科大学院制度を導入した趣旨が没却されつつあることを意味しています。

(3) 「法曹人口増加」の約束は果たされていない

司法試験審査委員の皆様はご承知だと思いますが、法科大学院制度による新司法試験が開始される直前の2005年度の旧司法試験合格者数は、約1500名でした。昨年の司法試験合格者数は、1580名です。つまり、「法曹の数」ということだけを考えると、法科大学院制度は、「まったく役に

立っていない」ということになります。法曹の数を増やすために導入したにもかかわらず、法曹の数を増やせないのであれば法科大学院制度に意味はありません。まさに、法科大学院制度は、「存亡の危機」にあると言っても過言ではありません。法科大学院制度がなくなれば、一発試験により「受験秀才」を選抜する昔の仕組みに戻るだけです。それは、ますます複雑化し、国際化する市民社会、経済社会の要請を無視することです。最近も、車部品メーカーのタカタ株式会社が破綻したり、株式会社東芝に対する国際仲裁や仮処分の申立てが報じられていますが、こうした日本企業のために国際的に活躍している弁護士がほとんどいないのが現状です。

(4) 日本社会の危機と司法試験考査委員の責任

法科大学院制度の危機は、法曹養成制度の危機であり、法曹養成制度の危機は、司法全体、ひいては日本社会の危機を意味します。司法制度改革が政治改革、行政改革などの総仕上げとして「最後の要」として位置づけを与えられたことを考えれば、このことは火を見るより明らかです。この危機を招来した主たる原因は、法務省の「司法試験政策」です。法科大学院制度の導入によって、司法試験の役割は大きく変わるはずでした。誰でも受けることができる一発試験で、訴訟実務家になる少数の合格者を選抜する試験と、法科大学院教育を修了した者の中から、地理的にも、職域的にも多様な分野で働く多数の合格者を選ぶ試験が同じであるはずはありません。しかし、法務省は、このことを理解しようとし、旧来型の試験問題と合格基準に拘泥し続けました。その結果が、今日の惨状です。

この危機を打開することは難しくありません。法科大学院制度の趣旨に沿って、修了者の7割ないし8割を司法試験に合格させればいいのです。そして、それができるのが司法試験考査委員の皆様です。以下、司法試験制度がいかに歪められてきたか、その結果、法曹養成制度と日本社会にいかなる危機をもたらしたかを述べます。司法試験考査委員の皆様におかれては、この趣旨を踏まえて、要請の趣旨のとおり、今年度の司法試験の合否判定にあたっては、少なくとも2100名程度を合格させていただくようお願いする次第です。

2 司法試験の合否判定の不当性

(1) 異常事態の原因は司法試験

2001年の司法制度改革審議会意見書（以下「改革審意見書」といいます。）の構想では、法科大学院修了者の司法試験合格率は、7割から8割とされてきました。ところが、実際には、司法試験合格率は、初年度で5割程度であったばかりか、その後は低下の一途をたどり、一昨年と昨年は、23%程度にまで下がっています。2年ないし3年の期間と相当額の費用を投じて法科大学院を修了しても、合格する確率が3割にも満たないというのでは、多くの法曹志望者（特に社会人）が法科大学院への進学を躊躇することは当然のことです。そのため、法科大学院への入学希望者及び実際に入学した者の数は減る一方であり、今年の入学者は1700名程度にまで下がっています。政府は、2002年、改革審意見書に基づいて、「2010年に合格者3000名を目指す」ことを閣議決定しました。社会が毎年3000名の法律実務家を必要としているのに、法科大学院に入学する者が1700名しかいないというのでは、話になりません。まさに、異常事態が現出していると言わざるを得ません。

こうした事態を招いたのは、司法試験制度のあり方を変えようともせず、多数の法科大学院の設置を認めた文部科学省にその責任の一端があることはもちろんですが、その主たる責任が、法科大学院制度と整合性のない司法試験を続けた法務省と司法試験合格者の決定の任にあたる司法試験委員会、ひいては、司法試験考査委員にあることは明らかです。

(2) 未修者の合格率は1割

法曹資格を得るには、原則として、法科大学院を修了し、司法試験に合格したうえ、司法修習を経て、試験（いわゆる「二回試験」）に合格しなければならないこととされています。法科大学院を修了するには、既修者で2年、未修者で3年の教育が必要とされ、その費用も年間で50万円から150万円に及びます。したがって、法科大学院を修了している以上、その修了者の少なくとも7割ないし8割が合格するのでなければ、法科大学院制度が維持できないことは、当然のことです。司法試験と法科大学院教育が不可分の関係にあることは、法律でも、司法試験法第1条第3項で、「司法試験は、（中略）法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行なう」と明記されています。そ

うであるならば、司法試験の合否の判定基準は、(法学教育を受けずに法科大学院に入学し、3年間の教育を受けた)未修者でも、法科大学院修了後の最初の司法試験受験における合格率が、少なくとも7割ないし8割程度となるように設定されるべきことは、当然のことです。しかし、実際には、昨年度の司法試験における未修者の合格率は、驚くべきことに、1割程度に過ぎません。これは、司法試験の設問や実施方法、さらには合否の判定基準に重大な誤りがあることを意味しています。

(3) 司法試験考査委員でも合格できない試験

司法試験考査委員の皆様も、試しに、ご自身の担当科目以外の科目を、実際の司法試験と同じ条件下で解いてみてください。当会では、毎年、現役の弁護士が司法試験を実際と同じ条件(時間制限、手書き、判例のない六法のみ参照可)で解いていますが、非常に難しい試験であることが浮き彫りとなっています。司法試験考査委員の皆様でも、担当科目以外は、「合格点」が取れないはずです。このような水準の試験を法科大学院修了者に課すことは、国際的に見ても極めて特異な制度であり、既得権者を保護するための一種の参入障壁とも言えます。そのために、多額の費用と時間を費やした多くの法科大学院修了者が資格を得られずに社会に出るわけですから、このような制度が社会に与える損失は甚大なものです。

法務省は、司法試験の合否判定の基準を明らかにしようとしません。いくら質問しても、「法律実務家に相応しい能力があるかどうかを基準に、適正に決めている」という紋切り型の返事しか返ってきません。しかし、「法律実務家に相応しい能力」は、その「法律実務家」の仕事の種類や期待されている役割によって大きく変わるはずです。司法試験合格者の多くが、裁判官、検察官、訴訟弁護士という訴訟実務家になる時代と、少なからぬ弁護士が企業や官庁に就職したり、あるいは、日本を出て活躍する国際弁護士としての役割を期待されている時代では、「法律実務家に相応しい能力」は、まったく異なります。これまでの法務省の合否判定の基準が、こうした変化を理解しているとは思えません。

(4) 不合理極まる合否判定基準

しかも、実際の合格者数と合否の判定基準を検討すると、「法律家に相応しい能力を適正に判定している」とはとても考えられない実態もあり

ます。法務省は、毎年の「合格最低点」と「得点率」（満点に対する正答の割合）を公表しています。平成 27 年度は、合格最低点が 835 点でした。これは、得点率では、56.6%になります。この最低点をクリアして、1850 名が合格しました。ところが、翌平成 28 年度は、合格最低点が 880 点（得点率 59.66%）と大幅に上昇し、合格者の数は、1583 名と 20%近く減りました。受験者の質が大きく変わらない以上、合格最低点（得点率）がそれほど大きく変化するはずはありません。こうした判定は、法務省が、「初めに合格者数ありき」で合格最低点を決めていることを示しています。こうしたやり方の不当性の詳細は、同封いたします論考をご参照いただければ幸いです。いずれにしても、これまでの合否判定のあり方が司法試験の本来の趣旨に合致しないことは明らかです。

このことは、平成 28 年 9 月 26 日の中教審法科大学院特別委員会（第 76 回）において、鎌田薫委員も指摘されています。鎌田委員は、「法科大学院側としては、法科大学院教育の質が悪いからというふうにさんざん言われて一生懸命努力をして、点はどんどん上がってきた。点がどんどん上がると合格最低点もどんどん上げられると、一体どの水準を求めているのかが全く把握できない。（中略）こういう点が足りないのだということを明確に示していただかないと、法科大学院教育の改善の方向性を見出すことが非常に難しいと思います。ただの競争試験で人数に合わせて輪切りしているだけだということなら、より試験テクニックに磨きを掛けろというメッセージしか伝わってこないような気がします」と発言されています。この指摘のとおり、今の司法試験はまさに受験生にテクニックを求める試験に先祖がえりしていると言わざるを得ません。

3 社会はより多くの法曹資格者を求めています

法務省がこうした不合理かつ不当な合否判定を行っている理由は、「職がない」などというデマまがいの宣伝を繰り返す地方を中心とする弁護士会とそれに動かされる国会議員の意向を受けてのことと思われませんが、これは、現実の国民や経済界の要請と真っ向から矛盾し、「反国民的」と言っても過言ではありません。このことは、内閣官房法曹養成制度改革推進室が一昨年 4 月に発表した「法曹人口調査報告書」によると、国民の 8 割が「弁護士の知り合いがない」と回答し、「弁護士に依頼したいと考えたことがある者」の 3 分の 2 が、「弁護士の探し方が分からない」などの理由で弁護士に依頼

していないこと、大企業でも弁護士の資格を有する者を雇用しているのが僅か13%に過ぎない反面、弁護士を募集した企業の3割が、「応募がなかった」と回答していることにも示されています。有力な経済人の団体である経済同友会も、2015年4月の意見書で、「現在の司法試験は、社会が期待する法曹が必要とするレベルを超える知識や能力要件を課している。この結果、多くの学生はかなり年齢を重ねてから社会に出ることになり、法律事務所に就職できなければ、まさに『潰しがきかない』状況に追い込まれる。学生の法曹離れはこの巨大なリスクと膨大なコストに真因がある。」とし、「何よりも司法試験そのものについては合格しやすくすべきである。」と述べています。また、当会が最近開催したセミナーでも、合格者数が減少傾向に転じてから、新人弁護士の採用市場では、企業のみならず法律事務所でも採用が困難になっていることが報告されています。国民と社会は、より多くの法曹を求めているのです。

4 今年度の司法試験合格者の規模

以上のような法科大学院制度と法曹養成制度、ひいては日本の司法制度全体が直面している危機的な状況と本来の司法試験制度のあるべき姿をあわせて考えると、司法試験制度の抜本的な改革が不可欠であることは明らかです。そして、それは、今すぐ行われなければ間に合いません。

まず必要なのは、今年度の司法試験合格者を2年前の2000人程度に戻すことです。今年度の受験者数は、5967名ですから、2100名程度を合格させても、合格率は、35.2%と3分の1を超える程度ですが、司法試験のあり方が、本来のあるべき方向に変わることを社会に示すことができます。これは、法曹志願者の数を再び増加させるインパクトを与えるための最低限の数字です。

なお、念のため付言しますと、当会としては、本来は、「改革審意見書に沿って、合格者数は3000名以上とすべきである」と考えています。今年度に3000名合格させても、合格率は50.3%で、ようやく第1回新司法試験（平成18年度）の合格率48.3%と同水準になるに過ぎず、本来の、7割から8割を合格させるという構想より大幅に低い数字です。当会としては、毎年3000名以上が法律実務家となるような法科大学院制度と司法試験制度の実現を目指すべきであると考えています。

5 貴職の判断の重要性

司法試験法 8 条により、司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定するとされており、司法試験考査委員の職にある貴職の判断が、合否を決定することになります。

貴職におかれては、以上の趣旨を踏まえ、今年度の司法試験合格者が少なくとも 2100 名程度となる判定をされるよう強く要請する次第です。

以 上